

令和7年度 役員一覧 公益社団法人四谷法人会

※ 〃は新任役職、 新任役員
※ 社名の前の数字は支部名を表わします
※ 敬称略

会 長



14 山田建設(株)
山田 伸一

副 会 長



8 (株)グリーンキャブ
高野 公秀



15 (株)装美建工
内堀 文明



17 (株)錦松梅
松下 光余



20 (株)武蔵野
太田 昌一郎



7 (株)DNPプロアカウンティング
中野 晃治



1 日本連合警備(株)
有馬 徹



22 (株)玉屋商会
山口 拓男

常 任 理 事



7 (株)太陽堂成晃社
宮本 武紀



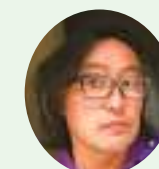
16 (株)筆笥の松本
松本 清美



24 (有)大友
大友 敏郎



10 (株)太陽堂封筒
吉澤 和江



11 茂原印刷(株)
茂原 光一



17 (株)内藤建設
内藤 工嗣



16 (株)東京堂
鈴木 勝美



6 (株)新潮社
矢口 浩昭



16第一勧業信用組合
野村 勉



1 (株)ナカバ
半澤 泰彦



13 東和通信工業(株)
廣本 慶一

理 事



7 (有)正運社運送店
甲斐 野栄一



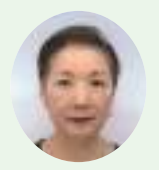
13 (株)ヤングルック
佐藤 直基



22 (株)白鳳ビルディング
宮坂 一浩



2 (株)宝寿園
倉持 有二



5 (有)和幸紋章
柏本 和子



12 (株)光洋社
小泉 洋介



15 (有)鈴伝
磯野 真也



15 (有)玉川
木佐木 俊介



14 (株)ファーストクラス
上田 達也



16 三陽衣料(株)
柴田 由実子



24 東洋エンジニアリング(株)
天野 祐一



3 (株)東衣装店
林 正人



3 (株)リアンスグループ
熊谷 誠



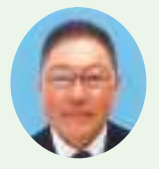
13 (株)アメニティ
コーポレーション
工藤 章



17 東京税理士会四谷支部
大井 敏生



18 (株)マルテ大塚
山本 剛



20 (株)フロム・エー・ジャパン
金子 孝暎



23 (株)文明堂東京
宮崎 進司



15 (株)朝倉メガネ
佐々 博昭



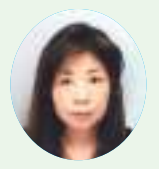
5 (株)マベリカ
高橋 慎慈



13 (株)伊東組
伊東 克朗



15 (株)祥平館
石田 英博



15 (株)ジェイコ
雨宮 静枝



7 (株)太陽堂成晃社
宮本 武紀



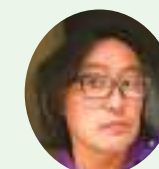
16 (株)筆笥の松本
松本 清美



24 (有)大友
大友 敏郎



10 (株)太陽堂封筒
吉澤 和江



11 茂原印刷(株)
茂原 光一



17 (株)内藤建設
内藤 工嗣



16 (株)東京堂
鈴木 勝美



6 (株)新潮社
矢口 浩昭



16第一勧業信用組合
野村 勉



1 (株)ナカバ
半澤 泰彦



13 東和通信工業(株)
廣本 慶一

監 事



飯盛俊昌税理士事務所
飯盛 俊昌



税理士法人池田秀樹事務所
池田 秀樹



小林正樹税理士事務所
小林 正樹

専務理事



13 (公社) 四谷法人会
関口 和彦

令和7年度税制改正による 給与の源泉徴収事務に関する変更点

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年12月に行う年末調整から変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更はありません。)

令和7年		令和8年1月以降
11月まで ・変更なし	12月(年末調整時) ①基礎控除の見直し ②給与所得控除の見直し ③特定親族特別控除の創設 ④扶養親族等の所得要件の改正	・扶養控除等申告書の記載事項の変更 ・源泉徴収税額表の改正

① 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額	改正前	基礎控除額		【参考】 収入が給与だけの場合の収入金額
		改正後 令和7・8年分	改正後 令和9年分以後	
132万円以下	48万円	95万円		200万3,999円以下
132万円超 336万円以下		88万円	58万円	200万3,999円超 475万1,999円以下
336万円超 489万円以下		68万円		475万1,999円超 665万5,556円以下
489万円超 655万円以下		63万円		665万5,556円超 850万円以下
655万円超 2,350万円以下		58万円		850万円超 2,545万円以下

② 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が、55万円から65万円に引き上げられました。

③ 特定親族特別控除の創設

居住者が「特定親族」を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次表の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	【参考】 収入が給与だけの場合の収入金額
58万円超 85万円以下	63万円	123万円超 150万円以下
85万円超 90万円以下	61万円	150万円超 155万円以下
90万円超 95万円以下	51万円	155万円超 160万円以下
95万円超 100万円以下	41万円	160万円超 165万円以下
100万円超 105万円以下	31万円	165万円超 170万円以下
105万円超 110万円以下	21万円	170万円超 175万円以下
110万円超 115万円以下	11万円	175万円超 180万円以下
115万円超 120万円以下	6万円	180万円超 185万円以下
120万円超 123万円以下	3万円	185万円超 188万円以下

④ 扶養親族等の所得要件の改正

扶養親族等の所得要件が、48万円以下から58万円以下(収入が給与だけの場合の収入金額は103万円以下から123万円以下)に引き上げられました。

国税庁ホームページにおける基礎控除の見直し等に関する「特設サイト」へはこれから →

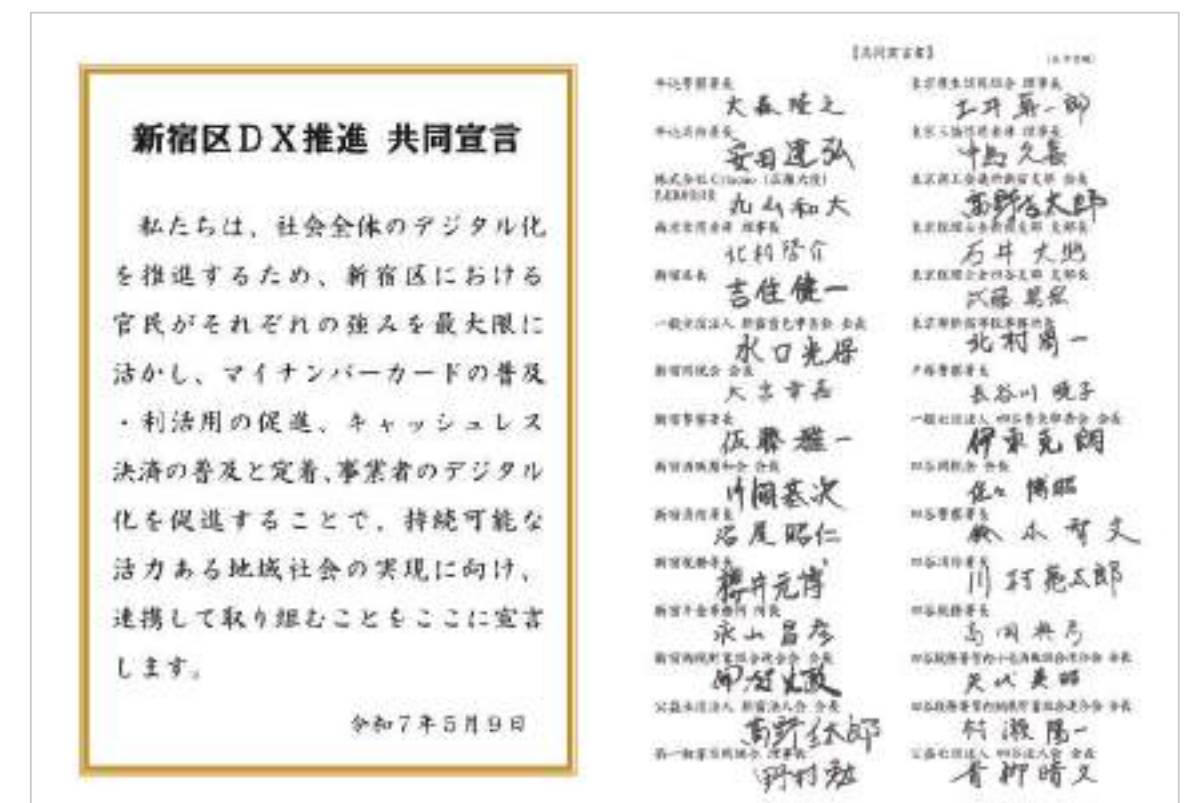


新宿区において

「新宿区DX推進 共同宣言式」

を開催しました。

令和7年5月9日(金)、新宿区役所(5階大会議室)において、新宿区の行政機関、関係民間団体、金融機関等(30機関)が参加する「新宿区DX推進部会」が発足し、マイナンバーカードの利活用拡大、キャッシュレス決済の普及促進、事業者のデジタル化促進を柱とした社会全体のDX推進について、参加機関が協力して課題解決に取り組むこととなりました。また、当取組について、「新宿区DX推進 共同宣言式」を挙行了しました。



新宿都税事務所からのお知らせ

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です（23区内）

6月2日（月）にお送りした納付書により、6月30日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし！！

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、6月10日（火）までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第1期分からの口座振替が可能です。

もうで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書の eL-QR を読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

地方税お支払サイトの eL-QR 読取画面から納付書の eL-QR を読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

納付書の下部に eL-QR が掲載

【お問合せ先】

＜課税について＞ 土地・家屋・償却資産が所在する区にある都税事務所

＜納付について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法

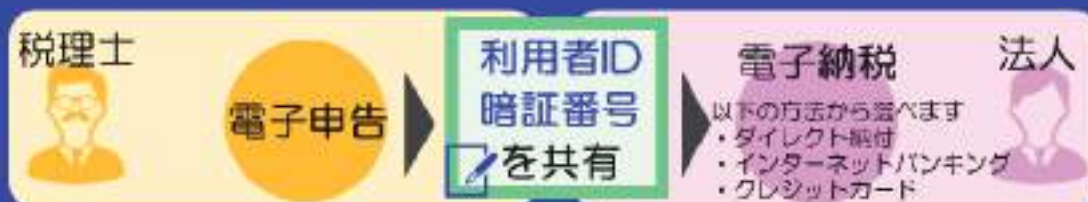


eLTAX 電子納税のご案内

「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、
便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士が eLTAX で電子
申告した場合でも、利用者 ID と暗証番号を共有いただければ、
法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！

詳しくは、こちら⇒



【お問合せ先】東京都主税局徴収部徴収指導課
TEL（直通）：03-5388-2984



東京都新宿都税事務所（相談広報担当）
新宿区西新宿 7-5-8（03-3369-7151）



経営に差がつく！税の知識が身につく！人脈がひろがる！ 四谷法人会に加入しませんか

公益社団法人四谷法人会とは

法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。税務署の管轄地域ごとに440の単位法人会があり、都道府県単位の連合会として41都道県連で組織され、約75万社の企業が加入している団体です。

公益社団法人四谷法人会はその中の一つで、昭和24年に設立、現在約1,500社の企業が加入しています。下記の各事業に参加し、四谷法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き自らの視野を広げます。

四谷法人会では幅広い分野の講演会を開催しています。

マスコミなどでおなじみの著名な講師を招いて、政治、経済、経営、芸能、健康、一般教養、スポーツ、文化など、様々な分野の講演会を開催しています。

四谷法人会ならではの税務研修会・講座や各種勉強会に参加できます。



企業活動にとって税は切り離せません。そのため、四谷法人会では、税務署担当官・税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会、簿記講座、申告書作成講座など様々な研修会・講座を開催し、企業の健全経営を支える税の知識や情報を、税務署や税理士とも協力しながら提供しています。

四谷法人会では税の情報や経営に役立つ小冊子を配布しています。

毎年の税制改正や法人税・相続税などを、わかりやすく解説した税のテキストや経済、経営、法律、労務などの重要テーマを取り上げた小冊子を会員の皆様に配布しています。

四谷法人会の福利厚生事業は独自の制度で優待・割引があります。

・経営者大型保障制度 ・ビジネスガード ・個人のための保障制度（法人会がん保険制度、法人会医療保険制度） ・提携宿泊施設の優待制度 ・貸倒保証制度（売上債権に対し一定部分を補償する保険） ・葬儀支援サービス ・生活習慣病検診 等

地域社会への貢献

東京都の「地域温暖化対策報告書」の提出や、新宿シティハーフマラソンに協賛するなど、地域活動にも取り組んでいます。

四谷法人会の会員交流事業

会員交流・異業種交流の場として活発に行われます。主なものに、「新年賀詞交歓会」、「ディナークルーズ」、「ボウリング大会」、「屋形船の会」があります。また、ゴルフ愛好家の方には、YGC（四谷法人ゴルフ会）が、年4回コンペを開催しています。

四谷法人会の支部

四谷法人会には地区ごとに分けられた支部が24あります。また、それらを4つのブロックに分け、支部単位、ブロック単位の活動が行われています。会員は住所地によって該当の支部に所属します。

四谷法人会の部会

四谷法人会には、以下の部会があり、それぞれ独自の活動を行なっています。業種等条件に該当する希望者が加入します（一部の部会では別途年会費等が必要になります）。

- ・女性部会 女性経営者・経営幹部の集まりです。
- ・青年部会 将来を担う経営幹部の研鑽の場として、活発な活動を続けています。
- ・源泉部会 源泉所得税に関する実務者研鑽の部会です。
- ・ビルマンション経営者部会 不動産賃貸事業者が集まり、業種部会の特色を活かした研修を行なっています。
- ・印刷製本関連部会 地場産業である印刷・製本関連業者の集まり。研修会・懇親会を開催しています。
- ・クリーニング部会 クリーニング業者の集まり。研修会・懇親会を開催しています。

四谷法人会の会費

資本金	会費月額
500万円以下	1,000円
1,000万円以下	1,500円
5,000万円以下	2,500円
1億円以下	4,000円
1億円超	8,000円

	会費月額
支店・営業所・協同組合・公益法人・独立行政法人	1,000円
賛助会員 (法人会の事業を賛助するために入会した法人・個人)	1,000円

入会のお申込み・お問合せは、四谷法人会事務局へ

☎ 03-3351-2334 FAX 03-3356-8197

● URL <http://www.yotsuya-houjinkai.or.jp> ●